

積立型定期預金規定（エンドレス型）

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

1.（預入れの方法）

- (1) この預金の預入れは1回100円以上とします。預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。
- (2) この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。

2.（預金の種類、期間等）

この預金は預入れのつど、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする一口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

3.（自動継続等）

- (1) この預金は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前1項と同様とします。

4.（預金の支払時期等）

- (1) この預金は、継続停止の申出があった場合に、次項以下に定める満期日以後に支払います。
- (2) 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。
- (3) 満期日は、前項に準じて、この口座の預金残高の全部または一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (4) 第2項または第3項による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- (5) 第2項または第3項により定められた満期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同項による満期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

5.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日（継続するときは最長預入期限）の前日までの期間について、預入日現在における店頭表示の次の利率を用いて、1年複利の方法で計算します。
 - ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合
.....「2年未満」利率

② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合

・・・「2年以上」利率

(2) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の第1項の利息（継続を停止した場合の利息を含む）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) 継続された預金の利息についても第1項および第2項と同様の方法によります。ただし、利率は金融情勢に応じて変更します。

この場合新利率は変更日以後に継続する預金から適用します。

(4) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(5) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満・・・・・・・・2年以上利率× 40%

③ 1年以上1年6か月未満・・・2年以上利率× 50%

④ 1年6か月以上2年未満・・・2年以上利率× 60%

⑤ 2年以上2年6か月未満・・・2年以上利率× 70%

⑥ 2年6か月以上3年未満・・・2年以上利率× 90%

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6.（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、「期日指定定期預金規定」により取扱います。

以 上